

八王子市立松木小学校いじめ防止基本方針

第1条 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第711号 最終改正平成28年5月20日法律第47号)及びこれを受けた いじめを許さないまち八王子条例 の趣旨を踏まえ、全ての児童及び教職員が学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むための基本的な方針を定める。

第2条 学校の教育目標に基づいた取組

本校は、学校の教育目標及び「松木を愛する子」「強い心と体の子」「協力する子」という目指す児童像に基づき、いじめを含む全ての児童が直面する問題と向き合い、いじめを放置せず、隠蔽せず、いじめの予防・解消に向けて真摯に取り組むことをここに宣言する。

第3条 対応の指針

1 本方針は、児童の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応を指針とする。

2 本方針に基づく対応に当たっては、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得るとい社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、児童が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、また、いじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることができるような力をつけるための教育を第一に考えることとする。

第4条 学校の責務

本校及びその教職員は、全ての児童が、いじめ等のない環境において安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに必要な指導及び支援をする責務を有する。※安全保持義務

前項の規定は、いじめ以外の事由により困難に直面している児童への対応についての学校及び教職員の責務を免除するものではなく、学校及び教職員は、児童の直面する困難の名称いかんにとらわれることなく必要な指導及び支援をする責務を有する。

第5条 いじめ等の当事者に対する対応

1 いじめ等の当事者に対しては、それぞれの平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取扱いについて、柔軟に対応し、当該問題への対応が関係児童の将来に無用の影を落とさないよう配慮する。

2 いじめ等の当事者の保護者に対しては、適宜情報交換を行い、前項の目的を達するために必要な協力・支援をする。

第6条 いじめの防止等の対策組織

1 いじめの防止等の取組についてはいじめ防止対策委員会が所管する。

2 校長は、必要に応じて、いじめ防止対策委員会の構成員及び校長が指名する者等を加えたいじめの防止等に対する臨時または拡大会議を設けることができる。

第7条 いじめ防止等の取組

1 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取組を実施するために必要な措置を講ずる。

- 一 児童に対する定期の啓発活動
- 二 児童に対する定期の調査
- 三 教職員の資質向上のための研修
- 四 そのほかいじめの予防・対応に関する必要な事項

2 校長は、前項の取組の内容及び結果について依頼等に基づき市教育委員会に報告する。

第8条 いじめ等に対する対応

1 本校の児童に対するいじめの存在を疑う事情がある場合、教職員はいじめ対策委員会に対し、必要な報告を行う。

2 いじめ対策委員会は、前項の報告等により、本校の児童に対するいじめを疑うべき事情を把握した場合、その対応に必要な調査その他の対応を行う。

3 いじめ対策委員会は、前項の調査結果を踏まえ、関係者に対し、必要な指導及び支援を行う。

4 いじめ対策委員会は、必要に応じて、前二項の内容及び結果を市教育委員会に報告する。

第9条 重大事態への対応

1 校長は、いじめ防止対策推進法第28条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事情が存在する場合、市教育委員会に対し、速やかに報告を行うこととする。

2 学校は、重大事態への対応に当たり、必要に応じて、警察その他の関係機関及び法律・福祉・心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速な対応を行うこととする。

第10条 改正

本方針は、その目的を達成するために常に見直しを行い、より適切なものに改定していくこととする。

附則

第1条 本基本方針は、令和8年4月15日より効力を発する。